

平成 29 年 11 月 1 日

お客様 各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

台風 21 号により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風 21 号により被災されたお客様に心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風 21 号により災害救助法が適用された市および隣接する地域において、被災されたお客様等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用することとしましたのでお知らせいたします。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にて被災されたお客様

対象地域

災害救助法適用地域 : (和歌山県) 新宮市 (京都府) 舞鶴市

隣接する地域 : (和歌山県) 田辺市、古座川町、那智勝浦町

(京都府) 宮津市、福知山市、綾部市

(奈良県) 十津川村

(三重県) 熊野市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、

紀宝町、玉城町、明和町、多気町、度会町、南伊勢町

(福井県) 高浜町

2. 特別措置の内容

①電気料金の支払期日の 1 か月間延長

10 月分および 11 月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長(※)します。

②不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を 6 か月間に限り、免除します。

③工事費負担金等の免除

被災されたお客さまが被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金を申し受けません。

また、被災されたお客さまが引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費を申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2018年4月末日までのお申し込み分とします。

3.特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

エネルギー運用部

03-3230-1280

「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※)クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。